平成 26 年法律第 92 号附則第 3 条の規定による建築士事務所に所属する建築士の届出書 建築士事務所に所属する建築士について、平成 26 年法律第 92 号附則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

平成	年	月	日	一級 二級 木造	建築士事務所	登録番号		
(宛先)				建築コ	上事務所名称			
滋賀県知事 滋賀県建築士事務所協会会長				開設者氏名又は名称			ļ	印
〔記入注意	:)			建築士	事務所所在地	(電話)		

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

(所属建築士名簿)

氏 名	一級建築士、 二級建築士 又は木造建 築士の別	登録番号	登録を受けた都 道府県名(二級 建築士又は木造 建築士の場合)	構造設計一級建築士 又は設備設計一級建 築士である場合に あつては、その旨	構造設計一級建築 士証又は設備設計 一級建築士証の交 付番号	所属した 年月日	
	及建築士	名 名					
(備考)					级建築士		
別紙有			計		生建築士 ************************************	名 名 名	
無					構造設計一級建築士 設備設計一級建築士		